

## 「周波数再編アクションプラン」(平成 23 年 9 月改定版)の公表

総務省は、周波数の再編を円滑かつ着実に実施するため、「周波数再編アクションプラン(平成 23 年 9 月改定版)」を作成しました。

なお、本改定版の策定に当たり、その案について、平成 23 年 7 月 30 日から同年 8 月 29 日までの間、意見募集を行いましたので、提出された意見及び総務省の考え方を併せて公表します。

### 1 背景・目的

総務省は、電波の利用状況調査の評価結果等に基づく具体的な周波数の再編を円滑かつ着実にフォローアップするための具体的な取組を示すため、平成 16 年度から、「周波数再編アクションプラン」を策定し、毎年度改定・公表しています。

今般、平成 21 年度電波の利用状況調査(3.4GHz を超える周波数帯を対象)の評価結果(平成 22 年 7 月)、平成 22 年度電波の利用状況調査(770MHz を超え 3.4GHz 以下の周波数帯を対象)の評価結果(平成 23 年 7 月)及び意見募集の結果等を踏まえ、「周波数再編アクションプラン(平成 22 年 2 月改定版)」の見直しを行うものです。

### 2 見直しの内容

「周波数再編アクションプラン」(平成 23 年 9 月改定版)を別紙 1 のとおり作成いたしました。なお、見直しの概要は以下のとおりです。(別紙 2 参照)

- (1) 平成 21 年度電波の利用状況調査の評価結果を踏まえて、3.4GHz を超える周波数帯のアクションプランを見直し
- (2) 平成 22 年度電波の利用状況調査の評価結果を踏まえて、770MHz を超え 3.4GHz 以下の周波数帯のアクションプランを見直し
- (3) 平成 20 年度電波の利用状況調査(770MHz 以下の周波数帯を対象)の評価結果に基づく既定のアクションプランについて、その進捗状況を踏まえ現行化を実施

### 3 意見募集の結果

「周波数再編アクションプラン(案)」に対して提出された意見及び総務省の考え方は、別紙 3 のとおりです。

#### 4 今後の予定

各周波数区分の具体的な取組を確実に実行します。

なお、このアクションプランは、毎年度実施される電波の利用状況調査の評価結果等を踏まえ、見直しを実施します。

##### <連絡先>

総合通信基盤局電波部電波政策課

担 当：木曾周波数調整官、田邊第一計画係長

電 話：(代表) 03-5253-5111 [内線 5875]

(直通) 03-5253-5875

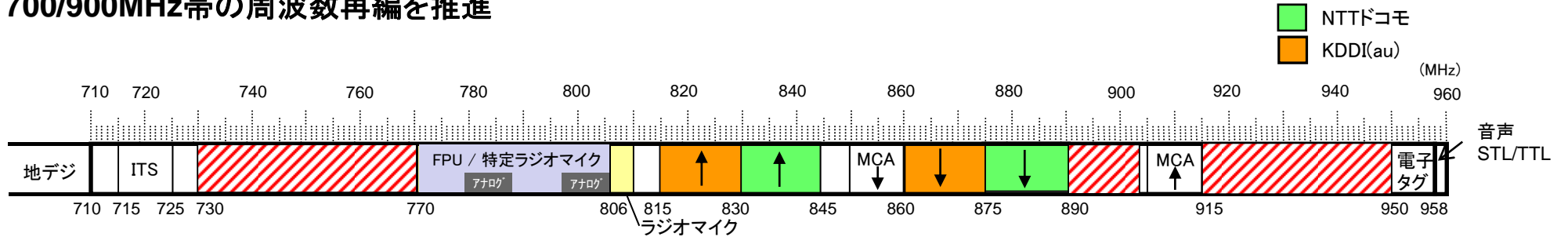
F A X：03-5253-5940

E-mail：freq-rp\_atmark\_ml.soumu.go.jp

(スパムメール防止のため、「\_atmark\_」を  
@に直して入力して下さい。)

# 周波数再編アクションプラン平成23年度改定版 主なポイント

## 1. 700/900MHz帯の周波数再編を推進

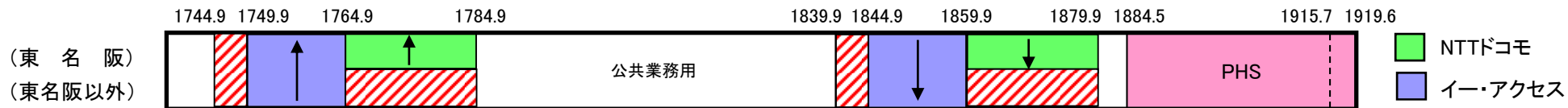


700MHz帯携帯無線通信システム (710～806MHz)	・携帯無線通信システムの技術的検討を進めるとともに、携帯無線通信システムの導入に当たっては、平成23年5月26日に成立した電波法の一部を改正する法律(平成23年法律第60号)に基づき、迅速かつ円滑な周波数移行を進める。
800MHz帯FPU (770～806MHz)	・800MHz帯FPUの移行先の周波数帯候補を1.2GHz帯又は2.3GHz帯として、周波数移行に関する技術的検討を進めるなど周波数移行に向けた検討・作業を実施する。
特定ラジオマイク (770～806MHz)	・特定ラジオマイクの移行先の周波数帯候補を、地上テレビジョン放送用周波数帯のホワイトスペース又は1.2GHz帯として、周波数移行に関する技術的検討を進めるなど周波数移行に向けた検討・作業を実施する。
ITS(710～770MHzの周波数帯のうち10MHz幅)	・交差点等における交通事故を削減するための安全運転支援システムの実現に向け、車載器同士や車載器と路側機間で自車の位置や速度情報等を送受信する車車間通信・路車間通信の導入に必要な技術基準を平成23年度中に策定する。
900MHz帯携帯無線通信システム (900～960MHz)	・平成24年7月25日から携帯無線通信システムを導入できるよう平成23年中に制度整備を行う。なお、携帯無線通信システムの導入に当たっては、平成23年5月26日に成立した電波法の一部を改正する法律(平成23年法律第60号)に基づき、迅速かつ円滑な周波数移行を進める。
800MHz帯MCA陸上移動通信(850～860MHz及び905～915MHz)	・MCA陸上移動通信システムの移動局側周波数の移行(905～915MHzから930～940MHz)を平成24年7月25日から開始できるよう、平成23年中に当該周波数帯における技術基準及び具体的な移行計画の策定や移行作業体制の構築など環境整備を行う。また、最終移行期限については、平成30年3月31日までとする。
パーソナル無線 (903～905MHz)	・平成24年から当該周波数帯に携帯無線通信システムを導入する予定であること、また、パーソナル無線(900MHz帯簡易無線局)の無線局数は減少しつつあり、代替システムとなる400MHz帯に登録局によるデジタル簡易無線局が制度整備されたことを踏まえ、パーソナル無線の最終使用期限を平成27年11月30日とする。
950MHz帯電子タグシステム (950～958MHz)	・920MHz帯(915～928MHz)への周波数移行(スマートメーター等のセンサーネットワークシステムの需要を踏まえて5MHz幅程度の周波数拡大を実現する。)を図る。このため、平成24年7月25日から周波数移行を開始できるよう、平成23年中に当該周波数帯における技術基準及び具体的な移行計画の策定や移行作業体制の構築など環境整備を実施する。また、最終移行期限については、平成30年3月31日までとする。
950MHz帯音声STL/TTL (958～960MHz)	・900MHz帯携帯無線通信システムの本格的な導入が行われることを踏まえ、また、現行の利用状況や無線局の免許の有効期限を考慮し、平成27年11月30日までに、Mバンド(6570～6870MHz)又はNバンド(7425～7750MHz)の周波数に移行する。ただし、Mバンド又はNバンドへの移行が困難な場合は、60MHz帯及び160MHz帯へ周波数の移行を図る。

# 周波数再編アクションプラン平成23年度改定版 主なポイント

## 2. 割当て周波数・使用地域の拡大を推進

### (1) 1.7GHz帯携帯無線通信の周波数・使用地域の拡大



#### 1.7GHz帯携帯無線通信システム

・周波数需要に対応するため、平成24年中に10MHz幅(1744.9~1749.9MHz/1839.9~1844.9MHz)を確保できるよう調整を進める。また、現在、東名阪地域に限定されている周波数帯域(1764.9~1784.9MHz/1859.9~1879.9MHz)について、使用可能地域の拡大について検討する。

### (2) BWAの高度化・周波数の拡大



#### 広帯域移動無線アクセスシステム(BWA)

・BWAの更なる高度化及び周波数の拡大(2625~2655MHz)のための技術基準を平成24年中に策定する。

## 3. 新たな周波数の活用を促進

<b>ミリ波帯列車、航空用無線システム</b>	列車、航空用無線の高度化、ブロードバンド化のための周波数帯としては、研究開発や利用動向を踏まえつつ40GHz帯を候補として技術的検討を進めており、その検討結果を踏まえ、平成25年度中に技術基準を策定する。
<b>80GHz帯高速無線伝送システム</b>	80GHz帯の電波を利用し、特定の地点間においてギガビット級の伝送が可能で、光ケーブルの補間としての利用や圧縮を行わない高精細映像の伝送が可能で高速無線伝送システムについて、平成23年度中に制度整備を行う。
<b>120GHz帯超高精細映像伝送システム</b>	平成22年度に実施された次世代放送システムのための周波数共用技術等に関する検討等の結果を踏まえ、120GHz帯を利用した超高精細映像を伝送可能なシステムの導入のため平成24年中に技術基準の策定などの制度整備を行う。
<b>ホワイトスペースの活用</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地上テレビジョン放送用周波数帯のホワイトスペースを利用したエリアワンセグ放送システムの実現に向け、平成23年度中に環境整備を行う。</li> <li>・200MHz帯(170~202.5MHz)においては、公共ブロードバンド移動通信システムの運用を確保しつつ、そのホワイトスペースに他のシステムを導入することで平常時における多様な利用を促進し、周波数利用効率を高めるため、技術的検討を進める。</li> <li>・UHF帯(地上テレビジョン放送用周波数帯)のホワイトスペースにおいて、高度化したエリアワンセグシステム及びセンサーネットワークの実用化が可能となるよう、必要な無線設備の技術的条件や既存無線局との周波数共用条件等を検討する。</li> </ul>